

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

01 鳥取県版環境管理システム(TEAS)普及事業

施策

1 事業の目的

鳥取県版環境管理システム審査登録制度(愛称:TEAS(テス))の普及により、県内の事業者等の各種組織における環境配慮活動を推進する。

2 事業の内容

事業者等が構築して取り組む環境管理システムのTEAS規格への適合性を審査し、登録する。

○鳥取県版環境管理システムの種類

	TEAS 1種	TEAS 2種	TEAS 3種
対象	高度な環境管理を行う企業等	1種以外の企業等、高等学校	家庭・地域、小・中学校・特別支援学校、店舗・小規模事業所
登録	鳥取県	鳥取県	鳥取県
審査	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県
経費	有料	有料	無料
有効期間	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)
その他	ISO14001へ移行を目指す企業等に有効	ほとんどの組織で導入可能な環境管理システムとして有効	EMSを体験し、環境問題への理解を深めるために有効

※1種、2種は平成23年度から、KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)と協働認証を開始。

※3種の家庭については、鳥取県版環境家計簿Webシステム「わが家のエコ録」及び市町村の環境家計簿に取り組んでいる家庭を3種としてみなす。

○支援制度

- ・TEASに取り組む学校の環境学習等を支援するため、とっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣する。
- ・TEAS1種のシステム維持に必要な自己評価員の養成講座を開催する。
- ・より効果的なTEASの取組みを推進するためのヒントを提供するリフレッシュセミナーを開催する。

3 事業の現状及び課題

- ・TEAS登録は、1, 302件(平成28年3月14日現在)
- ・近年は、市町村との連携等によって、家庭の登録件数が伸びたが、企業の登録件数が伸び悩んでいるため、TEAS認証取得によるメリット(システム運用による業務活動の省資源化・省エネルギー化・コスト削減の実現等)を積極的にPRし、新規登録を促進するとともに、既登録組織の支援に重点を置く。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「鳥取県版環境管理システム(TEAS)審査登録制度」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17890>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

02 鳥取県庁における鳥取県版環境管理システム(TEAS)の運用

施策

1 事業の目的

県の事務・事業に係る環境負荷の低減、環境法令等の順守、環境施策の推進等を図るため、鳥取県版環境管理システム(TEAS)1種の規格に沿ったシステムを運用し、継続的な改善を進める。

2 事業の内容

平成12年から運用をしてきたISO14001認証に替えて平成24年12月にTEAS1種の登録を完了。引き続き、県庁組織自らが事業者として環境配慮活動を推進し、環境への負荷の低減を図る。

【取組内容】

- (1) オフィス活動における環境配慮の推進(共通)
- (2) 公共事業・イベント等における環境配慮の推進(該当課)
- (3) 環境基本計画の「とっとり環境イニシアティブプラン」に基づく環境施策の推進(該当課)
- (4) 環境法令等の順守

3 事業の現状及び課題

従来からの環境配慮に対する取組みは後退させることなく全庁において環境管理システムの運用を図る。

連絡先

総務部総務課庁舎管理担当 電話0857-26-7780

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/204002.htm>

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより「TEAS審査登録制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/teas/>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

03 鳥取県環境教育等行動計画

施策

1 事業の目的

本県の環境教育の基本的な考え方、推進のための施策等を取りまとめた「鳥取県環境教育等行動計画」(以下「行動計画」という。)を平成26年11月に策定。

この行動計画は、平成24年の「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正により、都道府県で作成する行動計画に掲げる事項が具体的に明記されたことから、平成4年に策定した鳥取県環境教育基本方針を見直したものである。

【行動計画の位置付け】

行動計画は、鳥取県環境基本計画(第2次計画:平成23年度～平成32年度)で定める環境教育・学習の推進のための計画と位置付け、鳥取県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進するもの。

【目指す将来の姿】

地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子に心をとめ、環境の悪化に気づき、自然や社会に対する心くばり・心がまえを持って、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人が育っています。

2 事業の内容

行動計画に定める環境教育等の推進に向けた各種取組を実施する。

項目	内容
(1)人材の育成・活用	・地球温暖化防止活動推進員の育成 ・とっとり環境教育・学習アドバイザーの登録・活用
(2)プログラムの整備	・グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム ・ちびっ子エコスタート ・エコ活ノート
(3)情報の提供	・環境測定キットや環境図書の整備・貸出し(衛生環境研究所) ・トリピーのエコブログ
(4)境学習の提供	・エコ活ノート出前教室 ・エコアイデアコンテスト ・生ごみ堆肥化等の実践活動 ・船上山少年自然の家、大山青年の家での自然体験活動 ・氷ノ山自然ふれあい館響きの森での自然体験プログラム ・山陰海岸をはじめとする海岸、河川での体験活動ツアー ・森のようちえん ・森林セラピー ・とっとり次世代エネルギーパークの中核施設であるとっとり自然環境館をはじめ、構成する35施設を活用した環境教育
(5)情報の積極的公表	・鳥取県環境白書
(6)国際的な視点での取組	・北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県) ・鳥取県・江原道環境衛生学会(県衛生環境研究所、江原道保健環境研究所) ・環境、教育、文化の分野での米国バーモント州との交流
(7)各主体間の協働取組	・県民、民間団体、事業者との連携
(8)行動計画の進行管理	・上位計画である鳥取県環境実行計画の目標指標による進行管理 ・環境白書による環境教育に係る施策の実績評価

3 事業の現状及び課題

行動計画に定める環境教育等の推進に向けた各種取組を引き続き実施する。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/227480.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-1 環境教育・学習の推進

04 県立高等学校での環境教育の推進

施策

1 事業の目的

- (1) 県立高等学校の環境教育推進を図る。
- (2) 各学校が企画した環境教育推進活動を支援する。

2 事業の内容

環境教育推進活動への支援
県立高等学校裁量予算学校独自事業における環境教育に係る事業を促進する。

3 事業の現状及び課題

平成24年度に全県立高校がTEAS2種を取得し、各学校ごとに学校裁量予算を活用した環境教育等を実施している。

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 高等学校課 指導担当 電話0857-26-7916

参考URL

鳥取県教育委員会事務局高等学校課のwebサイトより
高等学校課 県立高等学校における環境教育の取組
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95557>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

05 小・中学校における環境教育の取組

施策

1 事業の目的

学校の教育活動全体を通して環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境を大切にする心を育てるとともに、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成する。

2 事業の内容

(1) 各教科等における取組

- ・各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など環境教育に関わる学習内容において、児童生徒の発達段階や教科等の特性に配慮しながら課題解決的な学習を展開する。
- ・各小中学校において、全教職員が環境教育の取組や実践について共通に理解し、学年間・教科間での連携を積極的に図る。

(2) 児童会活動・生徒会活動、学級活動等における児童・生徒の自主的な環境に配慮した活動

- ・鳥取県版環境管理システム(TEAS3種)認証を取得し、各学校で計画した「環境に配慮した活動」を実施する。
- ・児童会や生徒会の呼びかけで学校全体で特色のある活動に取り組んだり、児童・生徒が学級活動として自主的に環境に配慮した活動に取り組んだりする。

(3) 関係課と連携し、学校と連携した環境活動(エコアクションの推進 <エコを生活習慣へ～子どもへの意識づけ>)を進める。

3 事業の現状及び課題

【TEAS3種の取得状況】(平成26年度末現在)

小学校:18校(13.4%) 中学校:9校(15.3%)

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 指導担当 電話0857-26-7935

参考URL

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

06 幼児・児童向け環境教育の促進

施策

1 事業の目的

地域の未来は県民みんなで創り出すものとの認識のもと、幼児から大人まで全ての世代において環境教育・学習が積極的に実施されることによって、環境の様子や変化に気づき、環境問題の解決に向けて自ら考え、行動する人を育てる。

2 事業の内容

(1) こどもエコクラブ活動支援

ア こどもエコクラブ活動支援補助金

こどもエコクラブの普及と活動支援のため、こどもエコクラブの活動に対する市町村の補助事業(補助率:2分の1、メンバー及びサポーター1人当たり700円を上限)に助成する。

イ こどもエコクラブ交流会

こどもエコクラブのメンバーやサポーター同士の連携を深め、環境教育の一層の充実を図るため、交流会を開催する。

(2) ちびっ子エコスタート

保育所、幼稚園が実施する環境学習研修会等に講師を派遣するなど、幼児期の環境教育の取組を支援する。

(3) エコ活ノート出前教室

学童期からの環境教育を推進するため、小学校に講師を派遣し、学校や家庭で取り組んでほしい環境配慮活動(エコ活)をまとめた「エコ活ノート」を教材に出前授業を実施する。

(4) 発見!ちびっ子記者のエコスクープ&エコ工作コンテスト(仮称)

子ども達の環境意識の醸成、実践行動につなげるため、県内小学生を対象に身の回りにあるエコを探し、スクープ記事等にまとめ、公募するコンテストを実施する。

3 事業の現状及び課題

(1) こどもエコクラブ活動支援

平成18年度の補助制度創設以来、県内のこどもエコクラブ登録数は順調に増加し、平成25年度からは全市町村に登録されている。

こどもエコクラブ活動の広がりは見られるものの、今後も各市町村との連携が必要。



こどもエコクラブの活動
(リサイクルプランターにパンジー植栽)



こどもエコクラブ交流会
(活動発表)

(2)ちびっこエコスタート

平成23年度から2園ずつ取り組んでおり、実施園の拡大を図ることが必要。



職員・保護者向け環境学習研修会



園児向け環境学習研修会

(3)エコ活ノート出前教室

平成25年度にエコ活ノートを作成し、平成26年度から本格的に実施している。実施校の拡大を図るとともに、講師の育成・確保に努めることが必要。



出前教室



出前教室

(4)エコアイデアコンテスト

平成25年度から全県開催し、3年が経過したところで内容の見直しを図る。



作品展示



エコトリピー賞授賞式

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/17857.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

07 環境保全の啓発活動の推進

施策

1 事業の目的

環境保全意識の向上を図るため

2 事業の内容

- (1) 環境学習の推進
 1. 放課後子ども教室(根雨小学校、黒坂小学校 各校毎月1回)
 2. 自然体験学習
 3. その他、保育園、小・中・高等学校、公民館等からの依頼により実施
 4. 生活体験学習(日野町公民館)
- (2) 住民に対する情報発信と啓発活動の充実
 1. ホームページ(しぜんの宝箱)などで普及啓発
 2. 依頼に基づき自然保護監視員による自然環境の説明を実施(出前講座)

3 事業の現状及び課題

日野郡は豊かな自然と地域の人々が共生し、地域の歴史や文化をはぐくんで来たところである。地域の次世代を担う子供達や地域活性化を推進する人材の育成のためにも、環境保全意識の向上はもとより、そういう地域の背景を踏まえながらの環境教育が重要である。28年度はさらにそういう視点を持つとともに、五感を使った体験を通じた内容の充実等図っていく。

連絡先

日野振興センター 日野振興局 電話0859-72-0321(代表)

参考URL

鳥取県西部総合事務所日野振興センターのwebサイトより
「環境教育・環境学習」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24177>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

08 鳥取方式の芝生化促進事業

施策

1 事業の目的

- 校庭等の芝生化には、屋外活動の推進、子どもの情緒安定、二酸化炭素吸収など、様々な効果が見込まれている。
- しかしながら従来、芝生は高価で管理が難しく、気軽に立ち入りできて親しみやすいというイメージでとらえられてこなかった。
- 現在、鳥取方式の芝生化として、場所に応じて最適の芝生(洋芝、和芝)を選択、併せて、住民(関係者)も参加しながら最も効果的・効率的な維持管理を実施する取り組みが進み、全国から注目を集めている。
- このため、鳥取方式を考案したNPO法人グリーンスポーツ鳥取(GST)と連携し、鳥取方式の芝生化に県として総合的に取り組み、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化先進県を目指す。

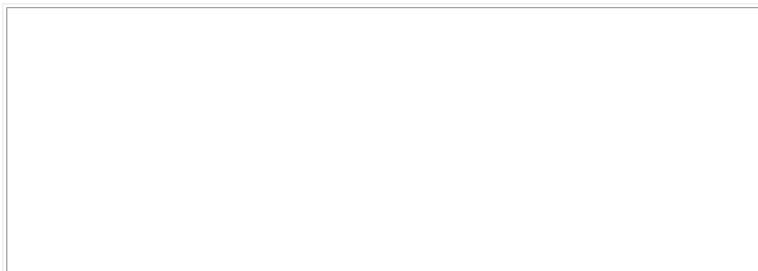
2 事業の内容

子どもが自由に運動したり、遊んだりする保育園・幼稚園の園庭、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校庭、広場(公園、空き地も含む)の芝生化を様々な主体と連携しながら加速度的に進める。

- (1) 県民への情報発信、普及啓発
 - ・鳥取方式の芝生化を促進するイベントの開催
 - ・市町村や学校、施設関係者、県民の理解の促進
- (2) 県施設での芝生化の促進
 - ・GST(NPO法人グリーンスポーツ鳥取)と連携して、目的に合致する県施設での芝生化に積極的に取り組み、適切な初期コストで、後の維持管理のしやすい芝生化の導入手法を選択していく。
- (3) 芝生化の支援
 - ・保育所・幼稚園及び小学校を対象に、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化に取り組むものへの支援を行う。
- (4) プロジェクトチームでの芝生化の促進
 - ・庁内関係課に加え、GSTが技術アドバイザーとして参画したプロジェクトチーム(平成21年度～)において、鳥取方式の芝生化の推進に部局横断的に取り組む。

3 事業の現状及び課題

- ・幼稚園、保育園庭芝生化については、平成22年度から27年度にかけて約75園を芝生化して大きく進んだが、今後は未実施の園に対して芝生化のメリットをどのようにPRし、事業に取り組む園をどう掘り起こすかが課題。
- ・小学校校庭の芝生化については面積が広く、様々な利用者があるため、経費負担や関係者の調整などの問題から事業化が難しい学校が少なくない。県補助事業により芝生化した学校の取組事例や各種助成制度を情報提供しながら、実施主体の個別事情を考慮した支援を進める必要がある。





平成22年度に芝生化した良善幼稚園

○保育所・幼稚園園庭芝生化事業

(対象: 幼稚園・保育所)

実施箇所: 6園

(散岐保育園、白兔保育園、住吉保育園、崎津保育園、淀江保育園、すみれこども園)

※NPO法人グリーンスポーツ鳥取が技術指導

<啓発・PR>

○「鳥取方式による全面芝生化大作戦in久松公園」

(平成23年6月18日、久松公園ほか)

○「芝生化アカデミー」

(平成23年11月3日、コカ・コーラウエストスポーツパークほか)

○「芝生化促進事業説明会

(平成24年2月29日、東中部会場各1回開催)

○「第2回鳥取方式の芝生化アカデミー」

(平成24年9月16日、河原第一小学校ほか)

○「第3回鳥取方式の芝生化アカデミー」

(平成25年9月29日、日進小学校ほか)

○「第4回鳥取方式の芝生化アカデミー

(平成26年11月3日、久松公園ほか)

○「第5回鳥取方式の芝生化アカデミー

(平成27年10月11日、南安長みんなの庭、河原第一小学校、若草学園ほか)

連絡先

文化観光スポーツ局スポーツ課 電話:0857-26-7919

参考URL

スポーツ課のwebサイトより

「鳥取方式®の芝生化の促進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=119463>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

09 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定

施策

1 事業の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第24条に規定される鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)を指定し、センターを中心とした活動により、地球温暖化対策を草の根的に広げ、地域や家庭に根付いた地球温暖化防止活動を促進する。

2 事業の内容

平成22年6月に鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定制度を開始し、NPO法人ECOフューチャーとつとりをセンターに指定し、第3期目(平成28～30年度)。地球温暖化防止を官民一体となって進め、地球温暖化防止活動を県内に拡大していくことを目的に、センターに次の事業を委託する。

○地球温暖化防止推進事業

ア 家庭・地域で地球温暖化防止につながるライフスタイルやワークスタイルを県内に広く提案し、実践を促すための啓発活動

イ 温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の育成

3 事業の現状及び課題

・県センターが地球温暖化に関する情報発信や推進員の育成・支援等を行っており、県内の地球温暖化防止活動の拠点となっている。また、103名の推進員(平成28年2月末現在)が各地域や職場で情報発信・普及啓発を実施しており、地域等で温暖化防止活動の普及を図っている。

・推進員の活動を広げ、地域や家庭への地球温暖化防止活動の更なる普及を図る必要がある。今後は、市町村との連携を強め、県センターを中心とした普及啓発、推進員の育成・支援を引き実施する。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/122517.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

10 とっとり環境教育・学習アドバイザー制度

施策

1 事業の目的

環境問題に関して知識や経験を有する者を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として登録・紹介することにより、体験を重視した環境教育を支援し、実践的、主体的な環境学習の促進を図る。

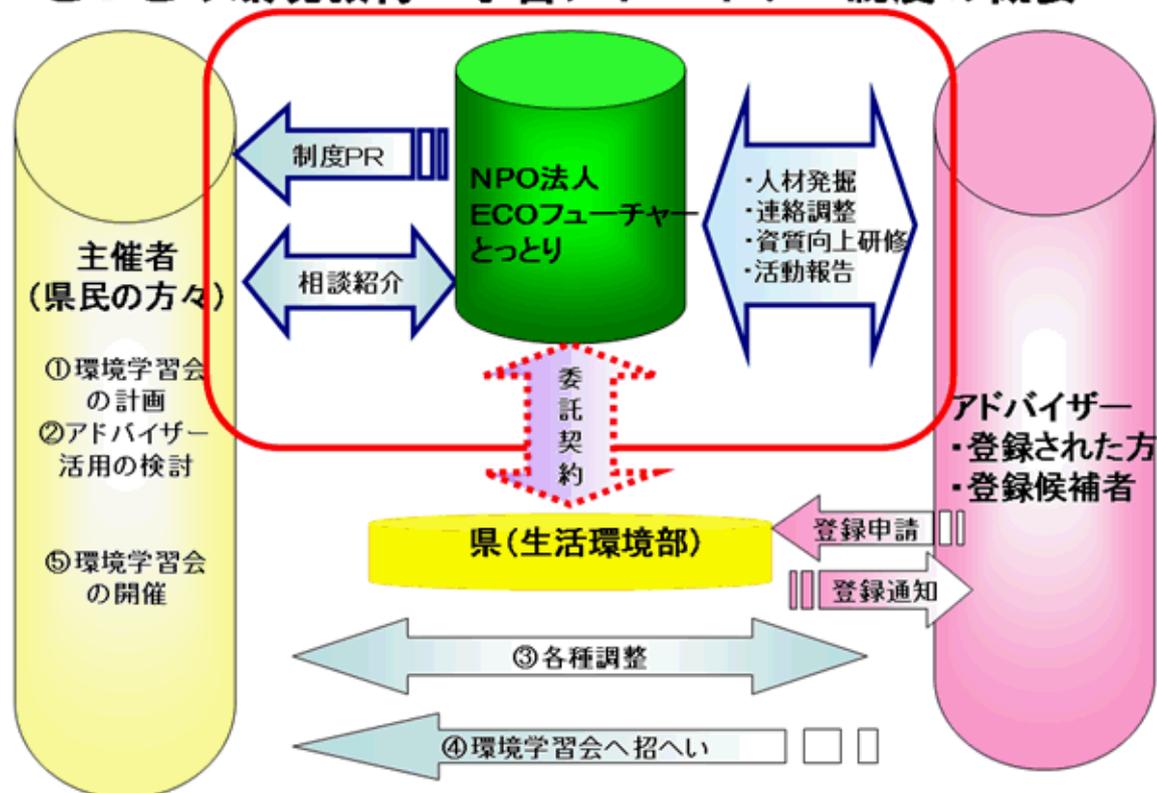
2 事業の内容

環境問題に対して相当な知識・経験を有する者をアドバイザーとして登録し、県民に広く紹介することで環境学習を支援する。
アドバイザー制度のPR、人材の発掘や講習会派遣のための連絡調整を、鳥取県地球温暖化防止活動推進センターに指定しているNPO法人ECOフューチャーととりに委託。

○アドバイザーの登録分野

- ・自然(森林、植物、動物、星空等)の保護
- ・環境管理(環境マネジメント、環境アセスメント等)
- ・大気・水質の保全
- ・ごみ問題とリサイクルの推進
- ・地球温暖化の防止
- ・新エネルギーの開発と利用 等

とっとり環境教育・学習アドバイザー制度の概要



3 事業の現状及び課題

- ・アドバイザー登録者数95名(平成27年度末)
- ・人材の発掘や育成、講習会派遣のための連絡調整、アドバイザーの資質向上研修を、センターに委託し実施。
- ・環境について専門的知識を有する人材を広く活用出来るよう、センター・学校・地域等と連携した体制を図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「とっとり環境教育・学習アドバイザー制度」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37371>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

11 グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム

施策

1 事業の目的

地球環境問題が深刻化する中、将来も自然の恩恵を受けることのできる持続可能な社会にしていくため、県民一人ひとりが環境対策や再生可能エネルギーについて考える。

2 事業の内容

グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム(文書版、動画版)、教材の貸出等により、学校、地域で行われる環境学習・教育の推進を図る。



～「グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム」とは～
とっとりグリーンウェイブの重点施策である鳥取県の自然環境の豊かさを活用した再生可能エネルギーの創造に着目し、県内の再生可能エネルギーの導入状況や活用について知り、併せて再生可能エネルギーの原理・仕組みを体験により学習するための8分野のプログラム。(太陽光、風力、水力、太陽熱、バイオマス、体力発電、地球史、ゼロエネハウス)

3 事業の現状及び課題

平成25年度にプログラムを作成し、活用を図っている。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/228333.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

12 衛生環境研究所環境学習・活動支援事業

施策

1 事業の目的

持続可能な社会の構築に向けて、環境教育・学習の必要性は益々高まっており、環境学習の拠点として、引き続き環境に関する情報や体験の機会を積極的に提供する。

環境教育・学習の機会や場の提供により、県民への環境に関する知識の普及、環境保全意識の高揚を図る。

2 事業の内容

- (1) 小・中学校等の総合学習等の支援
教育現場のニーズに応じ、施設見学や出前により環境学習を支援する。
- (2) 施設公開イベントの開催
県民向けに研究所のPRと調査研究実績等の紹介を行う。
- (3) 環境学習用資機材の整備・貸出し
環境測定キット、環境図書等の整備・貸出しを行う。

3 事業の現状及び課題

研究所の施設や技術的ノウハウを活用しながら、小・中学校等の環境学習や環境活動団体の活動支援を行っている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「環境学習」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144173>

「施設見学・環境学習申込」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144170>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

13 衛生環境研究所発信事業

施策

1 事業の目的

衛生環境研究所の調査研究の充実を図り、成果を社会に還元していくとともに、広く研究成果を公表する。

(1) 調査研究の充実

研究成果を行政施策や対策技術等へ反映し、社会に還元する。

(2) 環境情報・感染症情報の発信

ア 環境情報に関する県民のニーズに応え、環境問題に対する関心を高める。

イ 感染症の流行・予防等について県民の関心・注意を促す。

2 事業の内容

(1) 調査研究の充実

ア 外部評価の実施

当研究所の行う調査研究について、外部の学識経験者による評価を行い、結果を課題の選定、見直し等に反映する。

イ 分野別研究会の活性化

大学等研究者との分野別研究会において、最先端の研究者等との情報交流を深め、研究活動の活性化を図る。

ウ 研究成果の積極的な公開

広く一般県民を対象として、当研究所の研究成果や環境モニタリング結果等について公開し、意見や要望を聴取する。

(2) 環境情報・感染症情報の発信

ホームページによる環境情報、感染症情報の提供により情報発信する。

3 事業の現状及び課題

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

14 とっとり県民カレッジ事業

施策

1 事業の目的

鳥取県の魅力を再発見したり、社会的課題について学んだりする講座を開催し、県民が生涯にわたって学ぶきっかけになるよう学習機会や場の確保を行う。

2 事業の内容

主催講座「未来をひらく鳥取学」に「自然・環境」の科目を設けて講座を開催している。

3 事業の現状及び課題

幅広い世代が魅力を感じ参加を促すことができる仕組となるよう講演内容や講座スタイル等に工夫が必要である。



とっとり県民カレッジ開催の様子

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 社会教育課 生涯学習担当 電話0857-26-7944

参考URL

鳥取県教育委員会事務局社会教育課のwebサイトより
「とっとり県民カレッジ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47333>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

15 鳥取県環境交流団とロシア沿海地方青少年環境交流団の交流

施策

1 事業の目的

ロシア極東地域と鳥取県内の次世代を担う青少年同士の相互理解の促進、交流の深化につなげる。

2 事業の内容

ロシア極東地域と鳥取県内で環境問題に関心を有する青少年同士の交流を実施するとともに、各地域内で環境に高い関心を有する企業訪問、環境団体との交流を実施する。

3 事業の現状及び課題

ロシアからの環境交流団の来県は2010年からこれまで3回行われ、鳥取県内の環境関連施設の視察、環境団体との交流をすることで青少年同士の相互理解の促進につながった。2015年は県内で環境問題に関心のある青少年が初めて訪露し、ロシア極東地域の環境団体との交流を実施した。2016年は、ロシア極東地域の環境団体を鳥取県内で受入る予定。

連絡先

観光交流局交流推進課 電話0857-26-7240

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37631>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

16 米国バーモント州への青少年派遣

施策

1 事業の目的

教育、環境、文化といった分野を基に現地の青少年等と交流を行うことで、未来を背負う青少年の国際感覚を養い、視野を広げるとともに、豊かな人間性の形成を目指す。同時にバーモント州との更なる交流の促進を図る。

2 事業の内容

バーモント州内の民間環境交流団体GATPと連携の上、県内の高校生等を2週間程度派遣し、ホームステイをしながら、現地の高校生と共にフィールドスタディを中心に環境学習や学校交流を展開する。

なお、平成21～22年度はモデル事業として県が実施したが、平成23年度から公益財団法人鳥取県国際交流財団への県補助事業に移管。

派遣時期等(予定):平成28年10月頃 派遣人数 生徒15名程度

3 事業の現状及び課題

その他

4 生徒の募集方法

県HPや教育委員会を通じて募集(予定)

連絡先

観光交流局 交流推進課 交流支援担当 電話0857-26-7595

参考URL

観光交流局局「国際交流」のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6140>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-1 環境教育・学習の推進

17 鳥取県環境学術研究等振興事業

施策

1 事業の目的

県内の高等教育機関における環境その他の地域の課題に関する調査研究を支援することにより、環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の内容

鳥取県環境学術等研究基金の運用益による、鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境等に関する学術研究への支援。

- (1)財源 鳥取県環境学術等研究基金の運用益(平成11年3月設置 約40億円)
- (2)開始年度 平成13年度
- (3)対象機関 鳥取環境大学、鳥取大学、鳥取短期大学、鳥取看護大学、米子工業高等専門学校及び岡山大学地球物質科学研究センター
- (4)助成額(予算額) 46,000千円
- (5)成果の公表
当課ホームページや鳥取県立図書館等でH27年度に実施した研究成果の発表を行う予定。

3 事業の現状及び課題

本県の施策や地域振興、産業シーズにフィードバック活用される研究成果も出てきており、この流れを絶やさないよう今後も研究成果の普及活用の促進を図る必要がある。

連絡先

地域振興部・教育・学術振興課・高等教育・学術振興担当・0857-26-7815

参考URL

鳥取県教育・学術振興課のwebサイトより
「鳥取県環境学術研究振興事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30107>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

18 船上山少年自然の家・大山青年の家

施策

1 事業の目的

青少年を船上山や大山の自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練等を通じて健全な育成を図る。

2 事業の内容

キャンプ、ハイキング、カヌー、スキー、星座観察など、施設が行う主催事業

3 事業の現状及び課題

児童生徒を中心に、多様なプログラムを実施しており、利用者の満足度も高い。今後、幅広い年齢層に向けたプログラムや、不登校等、教育課題に対するプログラムを充実させていく必要がある。

その他

平成28年度開催事業一覧

○船上山少年自然の家

事業名	期日	対象	募集	概要
船上山さくら祭り	4月24日(日)仮	一般	定員なし	船上山の万本桜に囲まれて家族や友達と楽しい1日を過ごしましょう！
スキルアップセミナー	5月7日(土)～8日(日) 5月20日(金)～22日(日)	大学生など	各30名	学生対象のボランティア育成講座。
ロッククライミング&ツリーイング教室	6月4(土)～5日(日)	小学5年生～中学生	15名	船上山の屏風岩にチャレンジ！自分の力で30メートルの岩壁を乗り越えよう。木登り体験もできるよ！
ちっちゃい探検隊(1)	6月25日(土)～26日(日)	小学1年生～3年生	48名	大学生によるアイデア満載の人気企画！ドキドキしながらのお泊まり会。ちっちゃい冒険にチャレンジしよう！
船上山アドベンチャースクール(1)	7月4日(月)～8日(金)	東中部の5・6年生	約60名	船上山で自然体験活動や班活動を通して、自分の良さや友だちの大切さに気づき、自ら進んで関わり合う態度を養おう！
船上山の夏を楽しむ(1)(2)	8月6日(土)、7日(日)	小学4年生～6年生	各48名	船上山の夏の自然をダイナミックに楽しみながら、新しい仲間との友情を深めよう！
ファミリーキャンプ	9月3日(土)～4日(日)	小・中学生とその家族	16家族	ダム湖活動・谷川探検などの親子選択活動・野外炊飯などの活動を親子で体験。親子で船上山を満喫！
船上山アドベンチャースクール(2)	9月6日(火)～9日(金)	東中部の5・6年生	約60名	船上山で自然体験活動や班活動を通して、自分の良さや友だちの大切さに気づき、自ら進んで関わり合う態度を養おう！
ハートフルキャンプin船上山	10月13日(木)～14日(金)	各校の不登校傾向、教育支援センターに通う小・中学生と職員・保護者	40名	大自然の中で心をリフレッシュ！船上山や近隣の農家で自然や人とのふれあいを通じて、明日への活力へとつなげよう！
秋山登山企画	10月23日(日)	小・中学生とその家族	15名程度	紅葉まぶしく、秋風爽やかな船上山を家族で満喫！参加者同士で励まし合い、頂上をめざそう！

ノルディック ウォークin船上 山	10月30日(日)	小・中学生とその 家族	100名 程度	紅葉まぶしく、秋風爽やかな船上山を家族 で満喫！参加者同士で励まし合い、変化に 富んだ船上山ノルディックコースを楽しも う！
ちっちゃい探検 隊(2)	11月5日(土) ～6日(日)	小学1年生～3年 生	48名	家族の元を離れてドキドキしながらのお泊 まり会。秋の船上山でちっちゃい冒険に チャレンジしよう！
雪遊び企画	1月22日(日)	小学4年生～6年 生	60名	雪にまみれて大はしゃぎ！白銀の船上山へ 思いっきりダイビングしよう！
船上山ウイン ターフェスティバル	2月11日(土)～12 日(日)	小中学生とその家 族	各16家 族	銀世界の中で雪遊び。家族でスノーチュ ーブ、そり、歩くスキー、スノーシューで船上山 の冬をホットに満喫。
教員採用試験突 破合宿	2月22日(水) ～24日(金)	教師を志す学生・ 一般	50名程 度	教師を志す方大集合！船上山の大自然の 中で、夢の実現に向けて、同士と共にエネ ルギーを蓄えましょう！
ちっちゃい探検 隊(3)	3月4日(土) ～5日(日)	小学1年生～3年 生	48名	家族と離れてドキドキしながら、早春の野 山をかけめぐり、ワクワクするお泊りでち ゃい冒険にチャレンジ！

○大山青年の家

事業名	期日	対象	募集	内容・目的
春の親子フェスティ バル	4月24日(日) 日帰り	どなたでも	定員なし	様々な体験コーナーや親子で楽しめるゲー ムがたくさんあります。休日のひとときを青 年の家で楽しみましょう！
親子エンジョイカ ヌー	1、5月7日(土) 2、5月8日(日) 両日とも日帰り	小学生以上の親 子	両日 各60名	伝説の赤松の池で、親子でカヌーの基礎や 楽しみ方を学びましょう！
大山ファミリー登 山	5月21日(土) 日帰り	小学3年生以上 の家族	50名	家族で励まし合って大山山頂を目指しま す。
自然体験活動実 践道場(指導者 養成講座)	5月29日(日) 日帰り	子ども会育成者・ PTA役員・公民館 主事とその子ども (小学生以上)	100名	大山青年の家のプログラムを体験し、今後 の活動に役立てよう！
はじめての冒険 (1)(2)	1、6月25日(土)～ 26日(日) 2、9月24日(土)～ 25日(日)	小学1年生～2年 生	36名	小学校低学年を対象にした初心者向けキャン プ。自分たちで生活してみよう。
生涯学習実践道 場	7月8日(金)日帰り 7月8日(金)～9日 (土)	成人	100名	生涯学習実践者の発表を聞き、今後の生涯 教育の実践に役立てましょう。
だいせんキャンプ (不登校対策)	1、7月14日(木)日 帰り 2、9月29日(木)～ 30日(金) 3、2月1日(水)～2 日(木)	不登校や学校を 休みがちな小・中 学生	120名	自然の中で新たな日常生活への活力となる 体験活動を体感しましょう
大山わくわく探検 隊	7月25日(月) ～29日(金) 4泊5日	小学5年生～中 学生	36名	大山山頂小屋宿泊、阿弥陀川沢登りなど大 山をステージとした長期キャンプ。
いきいき先生体 験会	1、8月7日(日) ～8日(月) 2、2月18日(土) ～19日(日)	教員30名の体験 活動支援事業	36名	山頂泊、歩くスキーで体験活動の良さを体 感してみましょう。
在学青年交歓の 集い	8月17日(水)～1 8日(木)	高校生	30名	各市町村教育委員会と連携。体験活動を通 じて交流を深めましょう。
大山ファミリー キャンプ	8月27日(土) ～28日(日)	小学生以上の親 子	100名	テント泊、野外炊飯などのキャンプ活動を通 じて、親子の絆を深めましょう。
一人親支援事業 (仮)	9月11日(日)	一人親家庭	60名	親子で協力して活動しましょう。野外炊事カ ヌー体験
秋祭り・秋祭り前 日祭	10月16日(日)日 帰り 家族で前泊あり	どなたでも	参加定 員なし 前泊は2 4家族	秋の大山。様々な体験コーナーやゲーム コーナーで楽しみましょう
大山セカンドス クール	10月までに実施	未定	未定	長期宿泊体験。学習、自然体験、宿泊を通 じて、仲間とともに成長していきましょう。
青年の出会い(青 年)	11月5日(土)～6	成人	50人	若い力を集結してみましょう

年団交流)	日(日)			
もうすぐ1年生	12月4日(日)日帰り	年長児とその家族	年長児30名とその家族	初めて出会う友だちと自己紹介したり、遊んだりしてコミュニケーションをとりましょう。
親子エンジョイスキー	1:1月21日(土) 2:1月22日(日) 両日とも日帰り	小学1～3年生の親子	各100名	青年の家特設ゲレンデでスキーの基礎を学び、親子で楽しめます。初心者大歓迎です。
歩くスキーのつどい	2月4日(土) ～5日(日) 1泊2日 2月4日(日帰り)	成人(1泊2日) 小学3年生以上 (日帰り)	各50名	クロスカンリースキーの基礎を学び、冬の大山をツーリングして楽しめます。

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 社会教育課 電話0857-26-7519
 県立船上山少年自然の家 電話0858-55-7111
 県立大山青年の家 電話0859-53-8030

参考URL

鳥取県立船上山少年自然の家のwebサイトより
 「鳥取県立船上山少年自然の家」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37749>

大山青年の家のwebサイトより
 「大山青年の家」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4308>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

19 氷ノ山自然ふれあい館響きの森

施策

1 事業の目的

氷ノ山自然ふれあい館において、国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることをはぐくんでいく。

2 事業の内容

県内の児童等を対象として、自然観察会、創作体験、スキー等野外活動などを通じて、氷ノ山の豊かな自然を発信するとともに、各種の参加型催事を開催し、幅広い世代を対象として響きの森への集客を図る。

《“響の森”の役割》

- 国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを「はぐくむ」ことを目的として、地域経済への波及効果、地域活性化を図る。
- 「観光客誘致による地域経済への貢献」、「交流人口の増加による地域活性化」「自然環境教育プログラムの充実」という視点から、幅広い世代を対象とした各種参加型催事の開催と自然体験プログラムの提供を通じ氷ノ山の魅力を発信する。
- 「自然環境教育」「ツーリズム」「氷ノ山地域の情報発信(ビジターセンター)」の拠点施設としての機能強化を図る。

《目指すべき方向性》

- 自然環境教育の推進施設
地域活性化のために来訪者を増やし、地域の経済波及効果を高めます。
- ツーリズムの受入施設
総合的なプログラムで魅力を伝え、誘客します。
- 氷ノ山地域の情報受発信(ビジターセンター)施設
豊かな自然と歴史の魅力を収集し、提供します。

3 事業の現状及び課題

- 平成28年度イベント内容 【詳しくはホームページ等で確認】
響きの森ホームページ <http://www.hibikinomori.gr.jp/>
〈イベント情報〉 <http://www.hibikinomori.gr.jp/eventmonth.html>

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200
氷ノ山自然ふれあい館 響の森 電話0858-82-1620

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

氷ノ山自然ふれあい館のwebサイトより
<http://www.hibikinomori.gr.jp/>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

20 とっとり次世代エネルギーパーク推進事業[再掲]

施策

1 事業の目的

鳥取県最大の資源である豊かな自然が生み出す多種多様な再生可能エネルギーの恩恵を県民自らも認識するとともに、導入者と協働して、エネルギーを通じた環境教育や環境保全活動を推進する。

また、再生可能エネルギー施設と観光資源の連携による関連産業の振興を図る。

2 事業の内容

(1) エネルギーパークを活用した環境教育の推進

ア 次世代エネルギーパーク施設整備事業

エネルギーパーク施設として環境学習に活用できるよう、見学者の受け入れに必要な整備に対する支援を行う。

イ 再生可能エネルギー体験学習推進事業

1. エネルギー教室の開催

エネルギーパークの中核施設である「とっとり自然環境館」を再生可能エネルギーに関する環境学習の拠点として整備し、年間を通じて定期的に体験型のエネルギー教室等を開催する。

2. 東部地区に整備予定のエネルギーに関する環境教育拠点を整備し、そこで活用する環境教育プログラムの策定やPR等の情報発信する。

3. 夏休み自由研究再エネ体ツアー

再生可能エネルギーをテーマにした小学生対象の体験講座を夏休み期間に集中的に開催する。

ウ 環境保全活動支援事業

エネルギー施設設置者等と協働して、地域の先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体に対し活動費を支援する。

(2) エネルギーパークの認知向上

エネルギーパークの複数施設を巡るスタンプラリーを実施し、より多くの施設を知るきっかけ作りとする。

3 事業の現状及び課題

《現状》

・本県では、豊かな自然や変化に富む地形を活かして、太陽光、風力、水力、バイオマスといった多様な自然(再生可能)エネルギーを生み出す施設が県内に数多くあり、県域全体をエリアとした「とっとり次世代エネルギーパーク」(以下「エネパ」という。)として平成25年度に経済産業省から認定を受けた。

・これを契機に、エネパの中核施設である「とっとり自然環境館」を中心に、構成するエネルギー施設とともに、見学施設等の整備や、見学者の受け入れ、環境教育の普及を行っている。

・その中でも、中核施設である「とっとり自然環境館」の来館者数が年間1万人を超すなど、環境学習の推進に寄与している。

・平成28年4月には、電力小売自由化が一般家庭へも広まり、地域におけるエネルギーに対する関心度の高まりが予想される。

《課題》

・エネパを構成するエネルギー施設は民間施設も多く、また、新しい施設が出来つつある現状、引き続きハード・ソフト両面での見学者受入れ体制の構築支援を行い、環境教育への理解、協力を求めていく必要がある。

- ・また、将来的に次世代エネルギーを享受することとなる、小学生や、親子連れへの訴求が効果的ととらえ、小学生や親子連れが楽しめる企画でのエネパ普及啓発が求められている。
- ・エネパの中核施設である「とっとり自然環境館」には1万人を超える来館者がある一方、他のエネパ施設には来館者が少ないことから、多くの学ぶ機会を創出するためにも、他の施設への誘導が必要である。
- ・「とっとり自然環境館」は米子市に所在することから、鳥取市を中心とした東部地区からの来訪が少なく、東部地区にも環境学習を推進する拠点の整備も求められている。

連絡先

環境立県推進課 次世代エネルギー推進室 (0857)26-7895

参考URL

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

01 地球温暖化対策の推進

施策

1 事業の目的

本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県地球温暖化対策条例」の趣旨、規定に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずる。

2 事業の内容

地球温暖化対策の一層の推進を図るため、平成21年3月に鳥取県地球温暖化対策条例を制定。条例に基づき、以下の業務を行う。

- (1) 条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」の運用
- (2) 特定事業者(事業活動に伴い多量の温室効果ガスの排出をする者)から提出される「取組計画」及び「達成状況報告」の受付、内容確認及び公表
- (3) アイドリングストップ推進事業者等の認証

3 事業の現状及び課題

・平成28年3月に、条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」(平成27年度～平成30年度)を策定。目標の達成に向け、家庭や事業所における省エネルギー等の対策等、様々な取組をを更に進めていくことが必要。

【温室効果ガス削減目標】

2013年度に比べて2018年度の排出量を10.3%削減

また、2013年度に比べて2030年度の排出量を26.9%削減

・温室効果ガスの排出削減に取り組む「緩和策」と並行して、気候変動の影響に対して適切に対応する「適応策」について検討していくことも必要。

・条例に基づく特定事業者は71事業者(平成27年度末)。事業者ごとの現状を把握し、取組計画に沿った省エネルギー対策の推進を図る。

・アイドリングストップ推進事業者数は、累計1,443事業者(668社・法人、19,131人)(平成27年度末)。アイドリングストップ普及のためのチラシを運転免許センター等と連携して配布し、引き続き推進を図る。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874, 7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「鳥取県地球温暖化対策条例」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101732>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

02 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定[再掲]

施策

1 事業の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第24条に規定される鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)を指定し、センターを中心とした活動により、地球温暖化対策を草の根的に広げ、地域や家庭に根付いた地球温暖化防止活動を促進する。

2 事業の内容

平成22年6月に鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定制度を開始し、NPO法人ECOフューチャーとつとりをセンターに指定し、第3期目(平成28~30年度)。地球温暖化防止を官民一体となって進め、地球温暖化防止活動を県内に拡大していくことを目的に、センターに次の事業を委託する。

○地球温暖化防止推進事業

ア 家庭・地域で地球温暖化防止につながるライフスタイルやワークスタイルを県内に広く提案し、実践を促すための啓発活動

イ 温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の育成

3 事業の現状及び課題

・県センターが地球温暖化に関する情報発信や推進員の育成・支援等を行っており、県内の地球温暖化防止活動の拠点となっている。また、103名の推進員(平成28年2月末現在)が各地域や職場で情報発信・普及啓発を実施しており、地域等で温暖化防止活動の普及を図っている。

・推進員の活動を広げ、地域や家庭への地球温暖化防止活動の更なる普及を図る必要がある。今後は、市町村との連携を強め、県センターを中心とした普及啓発、推進員の育成・支援を引き実施する。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/122517.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

03 戦略的な「環境経営」推進事業

施策

1 事業の目的

低炭素社会に向け、県内中小企業等が省エネと生産性向上を両立させる「環境経営」に効果的に取り組むために省エネ診断に基づく新エネ・省エネ等設備の導入に対して助成する。

2 事業の内容

環境対策設備導入促進補助金
県内中小企業が省エネ診断に基づき取り組む新エネ・省エネ設備等の導入に対して助成する。
・補助率3分の1～2分の1
・補助金上限500万円

3 事業の現状及び課題

補助事業者からは、設備導入によるコスト削減、生産効率・サービスの向上に加えて、従業員の環境意識の向上効果が報告されており、県内企業の温室効果ガス排出抑制に加えて、企業競争力の強化や地球温暖化に対する意識の高揚にも有効と認識。

一方で、県内企業の省エネ等の環境対策への意識や取組はまだ不十分であり、より広く県内企業に環境経営を浸透させるためには、設備補助に加えて、省エネ計画作り等も支援する必要がある。

連絡先

商工労働部産業振興課 電話0857-26-7244

参考URL

鳥取県商工労働部産業振興課webサイトより
「企業の環境対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/116716.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

04 鳥取県版環境管理システム(TEAS)普及事業[再掲]

施策

1 事業の目的

鳥取県版環境管理システム審査登録制度(愛称:TEAS(テス))の普及により、県内の事業者等の各種組織における環境配慮活動を推進する。

2 事業の内容

事業者等が構築して取り組む環境管理システムのTEAS規格への適合性を審査し、登録する。

○鳥取県版環境管理システムの種類

	TEAS 1種	TEAS 2種	TEAS 3種
対象	高度な環境管理を行う企業等	1種以外の企業等、高等学校	家庭・地域、小・中学校・特別支援学校、店舗・小規模事業所
登録	鳥取県	鳥取県	鳥取県
審査	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県
経費	有料	有料	無料
有効期間	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)	1期3年(更新可)
その他	ISO14001へ移行を目指す企業等に有効	ほとんどの組織で導入可能な環境管理システムとして有効	EMSを体験し、環境問題への理解を深めるために有効

※1種、2種は平成23年度から、KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)と協働認証を開始。

※3種の家庭については、鳥取県版環境家計簿Webシステム「わが家のエコ録」及び市町村の環境家計簿に取り組んでいる家庭を3種としてみなす。

○支援制度

- ・TEASに取り組む学校の環境学習等を支援するため、とっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣する。
- ・TEAS1種のシステム維持に必要な自己評価員の養成講座を開催する。
- ・より効果的なTEASの取組みを推進するためのヒントを提供するリフレッシュセミナーを開催する。

3 事業の現状及び課題

- ・TEAS登録は、1, 302件(平成28年3月14日現在)
- ・近年は、市町村との連携等によって、家庭の登録件数が伸びたが、企業の登録件数が伸び悩んでいるため、TEAS認証取得によるメリット(システム運用による業務活動の省資源化・省エネルギー化・コスト削減の実現等)を積極的にPRし、新規登録を促進するとともに、既登録組織の支援に重点を置く。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「鳥取県版環境管理システム(TEAS)審査登録制度」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17890>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

05 環境にやさしい県庁率先行動計画の推進

施策

1 事業の目的

県が、自らが一つの事業者・消費者としての立場から環境に配慮した事務及び事業を率先して実践し、環境への負荷の低減を図るとともに、市町村、事業者、県民の行う自主的な取組を促進する。

2 事業の内容

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として位置付けている「環境にやさしい県庁率先行動計画」に基づき、県のすべての機関が、二酸化炭素排出量の削減、ゴミの減量化、用紙購入量の削減、グリーン購入等の環境に配慮した事務に取り組んでいる。

また、グリーン購入については、「鳥取県グリーン購入基本方針」に基づき、判断基準に適合する物品等の優先購入を推進。

3 事業の現状及び課題

「環境にやさしい県庁率先行動計画(第5期)」を策定し、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年計画として取組みを継続する。

連絡先

総務部総務課庁舎管理担当 電話0857-26-7780

参考URL

「環境にやさしい県庁率先行動計画」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/211600.htm>

「グリーン購入に関する情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17855>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

06 企業立地事業補助金

施策

1 事業の目的

企業立地事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資する。

2 事業の内容

<補助制度の概要>

県内の工業団地等に新增設を行う場合が対象

区分	投資額	新規常用雇用者数	補助率	限度額	摘要
製造業その他知事が必要と認める道路貨物運送業等	1億円超 (県内中小企業3千万円超)	10人以上 (県内中小企業3人以上)	10%	5億円	土地代、リース・賃借料も対象。
		30人以上	15% (20億円超部分)	30億円	
特定製造業	1億円超(県内中小企業3千万円超)	10人以上 (県内中小企業3人以上)	30%	30億円	
自然科学研究所・技術者研修所	3千万円超	技術者等5人以上 (県内中小企業3人以上)	30%	10億円	
ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企業・コンテンツ制作業	3千万円超	技術者等5人以上 (県内中小企業3人以上)	10%	10億円	
情報処理・提供サービス業	3千万円超	20人以上(含パート)	10%	2億円	
知事特認加算 (環境関連事業の加算のみ記載)	二酸化炭素の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業を行う場合		5%	10億円	

※ 製造業において、二酸化炭素の排出削減効果のある設備に対しては、補助率を当該設備に係る投下固定資産額の3分の1とする。(限度額 2億円)

3 事業の現状及び課題

従来から、県外企業の鳥取県への進出、県内企業の新增設を積極的に支援し、県内での投資促進、雇用拡大を図っているところである。

厳しい経済環境が続く中、社会情勢や企業のニーズにあわせて要件緩和を行ったり、県の経済再生成長戦略に沿った制度の拡充等を行っている。

中小企業においては、設備投資が雇用増に結びつかない場合もあり、いかに両方を実現するかが課題となっている。

また、誘致企業の事業廃止や縮小案件も増加しており、進出後のフォローについても、関係機関と連携して行う必要がある。

県外企業誘致数 12件 (雇用計画数 964人)

県内企業新增設数 32件（雇用計画数 364人）

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7220

参考URL

鳥取県立地戦略課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/hozyokin/>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

07 LED照明等省エネルギー型設備の県有施設への率先導入事業

施策

1 事業の目的

県有施設への率直的な省エネルギーへの取組みを通じ、事業者として環境負荷の低減に努めるとともに、市町村・企業等の省エネへの取組みを促進する。

県内において各種LED照明の開発が進んでいるところであり、県がニーズを示すことにより、更なる新商品の開発等技術革新を促す。

2 事業の内容

知事部局所管の県有施設及び企業局所管の県有施設に対し、LED照明の導入を図る。

平成28年度導入計画(照明灯のLED化 約682本)

3 事業の現状及び課題

LED照明を中心に県有施設へ導入し、エネルギー使用量削減に努めている。
気候変動など、やむを得ない事情も多々あるが、時間外削減や照明の間引き、機器の保守点検等の日常のソフト対策と、省エネ設備導入等のハード対策を組み合わせながら、より一層エネルギー使用の合理化に努める必要もある。

連絡先

総務部総務課庁舎管理担当 電話:0857-26-7780

参考URL

平成24年度施策  平成25年度施策  平成26年度施策  平成27年度施策 

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

08 省エネルギー型設備導入事業費

施策

1 事業の目的

県有施設への効率的な省エネルギー型設備の導入を通じて、事業者として環境負荷の低減と管理経費の削減に努める。

2 事業の内容

県立学校及び県教育委員会が所管する社会教育施設にLED照明及びLED誘導灯を導入する。

3 事業の現状及び課題

(1) 事業の現状

- ・(継続)順次、県立学校及び社会教育施設の誘導灯をLED化している。(平成32年度完了予定)
- ・(継続)県立学校の事務室にLED照明の導入を進めている。(平成28年度完了予定)
- ・(新規)県立高校の普通教室等の全面LED化について、更新計画を策定し実施していく。(平成28年度設計、平成29～30年度施工予定)
- ・その他事業(教育施設営繕費、県立学校耐震化事業費)において、器具の老朽化改修等にあわせて照明のLED化を進めている。

(2) 事業の課題

- ・今後、更なる省エネルギー化促進のため、特別支援学校の教室や県立高校の実習室等についても、LED化の早期実施に向けた検討を行っていく。

連絡先

教育環境課 電話:0857-26-7933

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikukankyo/>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

09 安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業

施策

1 事業の目的

市町村等が行うLED防犯灯の新たな設置を促進し、もって、防犯環境の整備による犯罪のないまちづくりの推進を図ること。

2 事業の内容

「市町村が、自らLED防犯灯を新設するのに要する経費」及び「自治会や町内会等がLED防犯灯を新設する経費に対して実施する市町村の間接補助金」の3分の1を補助する。

(なお、LED防犯灯とは、夜間における犯罪の防止を図るための照明器具で、道路や公園など防犯上必要があると認められる場所に設置するLED灯火及び灯火のカバーをいう。)

3 事業の現状及び課題

平成24年度より事業開始。平成27年度は13市町に交付決定を行い、市町村の防犯環境整備の促進を図ってきた。

事業期間は平成26年度までの3年間としていたが、市町村から事業の継続の要望が多いことから、平成27年度も継続している。

連絡先

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 電話:0857-26-7183

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/201316.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

10 LED産業競争力強化事業

施策

1 事業の目的

本県LED産業の更なる競争力強化を図るとともに県内産LED商品の競争力強化を促進する。

2 事業の内容

(1) LED商品企画支援チームの設置

県内企業がLED商品を開発する際に人材不足や資金不足で企業単独での取組に苦慮している部門(商品企画、光学設計、機構設計)を補完し、企業の競争力ある新商品開発を支援するチームを(公財)鳥取県産業振興機構に設置する。(平成24年度～)

(2) 競争力強化推進

省エネ・創エネ・蓄エネを組み合わせたLED照明応用製品の商品開発を進めるとともに、市場にもLEDを活用したトータルソリューションを提案することなどにより、県産LED製品のPRや販路開拓を促進する。

3 事業の現状及び課題

LED関連企業の集積と(地独)鳥取県産業技術センターの光測定・評価設備の充実という本県の強みを活かすため、平成22年にLED戦略研究会を設置し、市場情報提供や取組の方向性の協議を行うとともに、(公財)鳥取県産業振興機構に設置したLED商品企画支援チームによる開発支援、新商品開発補助や新分野参入を目指す研究開発プロジェクト(平成23年:花き栽培用LED照明の開発、平成24:景観演出用LED照明等)への取組により、商品開発支援の部分で実績も生まれているところである。

このような事業成果を生み出してきた一方、事業環境の変化も激しく、現段階でも下記のとおり課題があり、今後、企業が自立して開発・販売し、ひいては県内LED産業が競争力をつけ、市場の中で生き残るための基盤作りの支援として、継続した支援が必要である。

大手メーカー等と競合する分野では生き残りが厳しい状況であるため、競合しない分野や特別な付加価値の付与した商品を開発し、売上を拡大することで企業の事業伸長を促進したい。

連絡先

商工労働部産業振興課 電話0857-26-7564

参考URL

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

11 省エネ・節電推進事業

施策

1 事業の目的

省エネ・節電に関する情報提供や普及啓発イベントの開催により、地球温暖化防止や電力需給ひっ迫防止に繋げる。

2 事業の内容

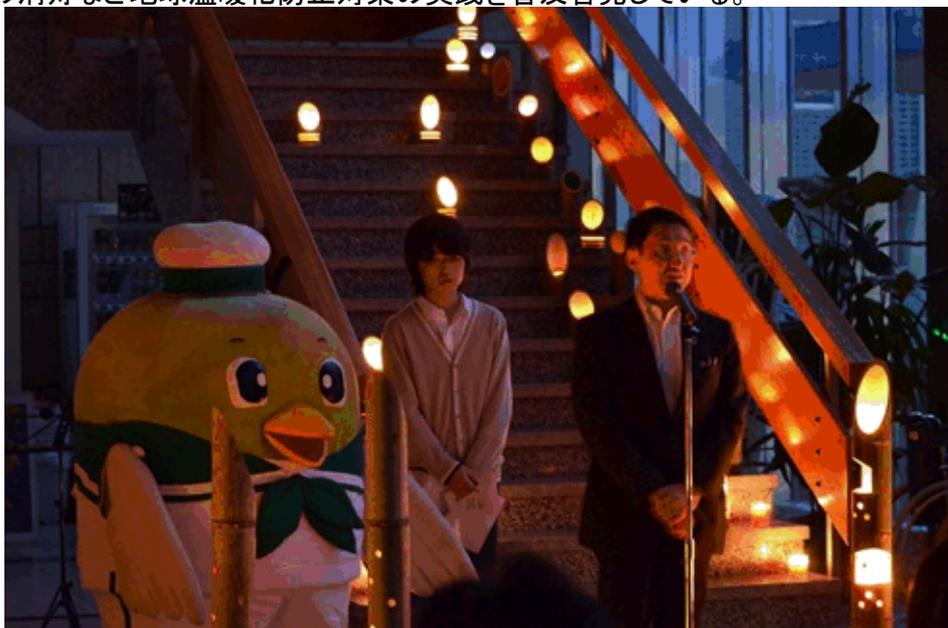
○普及啓発イベントの開催
＜ライトダウンイベントの開催＞
夏至の日(6月21日)～七夕の日(7月7日)のライトダウンキャンペーン期間に、ライトダウンイベントを開催する。

＜おうちで節電がんばろうキャンペーンの開催＞
電力需給のひっ迫する夏季に、電気使用量の削減にチャレンジする家庭を募集し、削減達成状況により景品を進呈するキャンペーンを実施する。

○情報提供・普及啓発
県ホームページへの情報掲載や関係団体への通知・チラシ配布等により、省エネ・節電に関する情報提供・普及啓発を行う。

3 事業の現状及び課題

・平成21年度から県庁の一斉消灯と併せてライトダウンイベントを開催し、不要な電気の消灯など地球温暖化防止対策の実践を普及啓発している。



・平成24年度から開催しているおうちで節電がんばろうキャンペーンには、4年間で745件の応募があり、応募者合計で59,698kWh(前年同期比)の電気使用量の削減となり、家庭での節電の実践を促進できている。
・省エネ・節電イベントの内容を工夫して実施し、楽しみながら環境意識を高め、より一層の環境配慮行動の実践を推進する。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当：電話0857-26-7874

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「夏季の節電」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/169678.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

12 環境配慮行動促進事業

施策

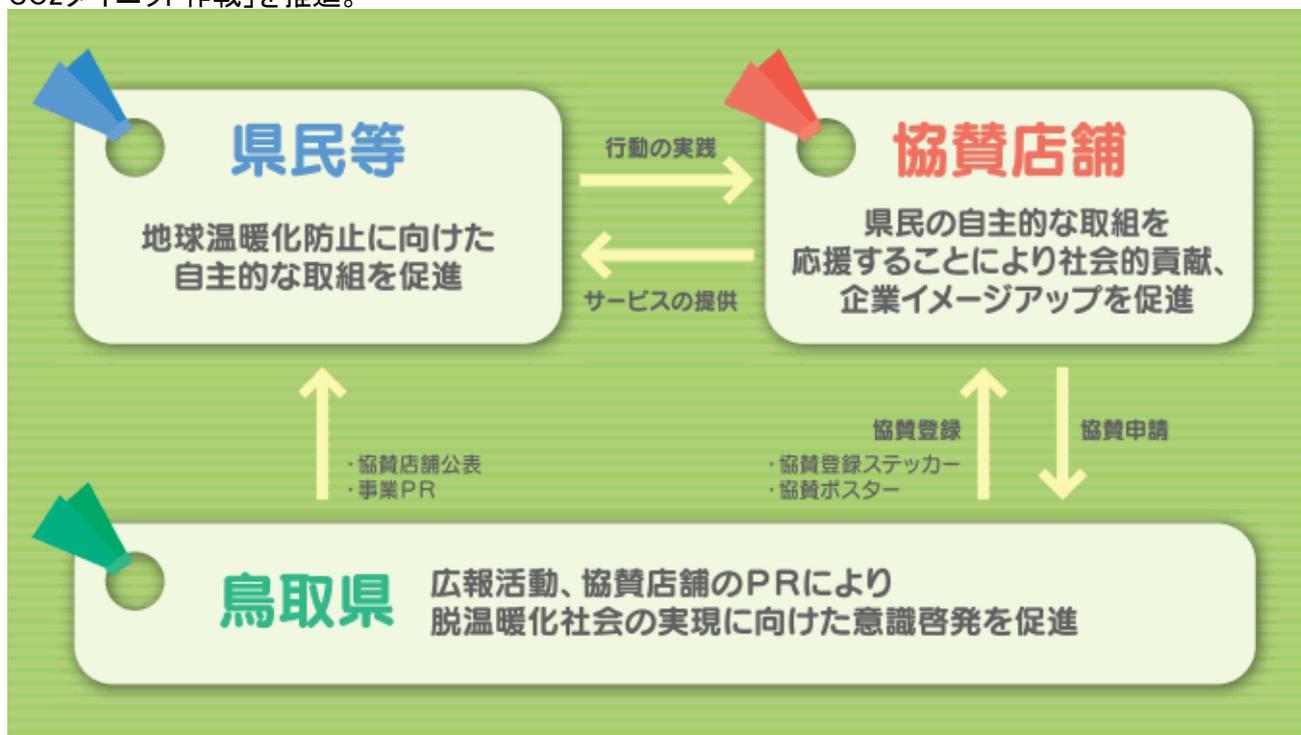
1 事業の目的

とっとりCO2ダイエット作戦や関西エコポイント事業の推進により、環境配慮行動に対するインセンティブを付与し、県民自らの積極的な環境配慮活動を促進する。

2 事業の内容

○とっとりCO2ダイエット作戦

省エネ製品の購入等の環境配慮行動に対してポイント付与等の特典サービスが受けられる「とっとりCO2ダイエット作戦」を推進。



○関西スタイルのエコポイント事業

関西広域連合が実施する、関西スタイルのエコポイント事業に参加。

この事業は、省エネ等に繋がる対象商品の購入・設置した場合にエコ・アクションポイントを発行、そのポイントをさまざまな商品と交換する制度。

3 事業の現状及び課題

・とっとりCO2ダイエット作戦の協賛店舗は984店舗(平成27年度末)となり、県民の環境配慮行動に対してインセンティブを付与する体制基盤が構築できている。協賛店舗との連携、ホームページでの制度PRを通して制度の認知度向上を図る必要がある。
・関西スタイルのエコポイント事業の参加企業4社のうち、県内参加企業は1社(平成27年度末現在)。関西広域連合の構成県・プラットフォーム運営会社と連携し、制度普及に努める必要がある。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

参考URL

とっとりCO2ダイエット作戦HP

<http://co2diet.pref.tottori.lg.jp/>

関西広域連合「関西スタイルのエコポイント事業」

<http://www.kouiki-kansai.jp/contents.php?id=463>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

13 ノーレジ袋推進事業

施策

1 事業の目的

地球温暖化防止と循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルへの転換の第一歩となるレジ袋削減を推進する。

2 事業の内容

- (1) 東部・中部・西部の県内3地域「ノーレジ袋推進協議会」で、レジ袋削減に向けた具体的取組(レジでの声かけ、店内放送、レジ袋無料配布中止等)を推進・強化している。
- (2) 毎月10日を「ノーレジ袋デー」に設定し、店頭キャンペーンを継続実施している。

3 事業の現状及び課題

- ・東部地域のスーパーマーケット事業者において足並みが揃い、平成24年10月1日から実施しているレジ袋無料配布中止により、レジ袋辞退率の大きな上昇が見られた。
- ・全县での辞退率は51.6%(平成27年3月時点)
- ・県内全域でレジ袋辞退率を上昇させるため、レジ袋有料化実施に向けて、中・西部地域の主要スーパー等に働きかけを行い、レジ袋無料配布中止の実施を目指す。



連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイト「ノーレジ袋推進の取組」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/178899.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

14 鳥取エコハウス推進事業

施策

1 事業の目的

本県の気候・風土等に適し、県産材を多用した鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス)の規格型住宅(プロダクト住宅)を開発し、県内工務店・建築家が参加できる仕組みを構築することで、消費者が安心して購入できる環境にやさしい住宅の普及を図ることにより、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。

2 事業の内容

○プロダクト住宅普及促進委託
鳥取エコハウス推進協議会が行う鳥取エコハウスのプロダクト住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。
平成24年度に作成した、プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)を、県内で開催される住宅フェアなどで設置し、展示PRを行う。

3 事業の現状及び課題

- ・鳥取エコハウス研究会において基本ルールを取りまとめた。事業化に向けて、住宅取得者や地元工務店にイメージ、コスト、魅力などを分かりやすく提示し、商品化に向けた検討を行うことが必要。
- ・鳥取エコハウス推進協議会において、鳥取エコハウスの目指す家を検討し、それを実現するための基本ルールの策定、県産材の安定供給とコストダウンを図るための県産材の規格化ルール及びモデルプランを設定した。今後事業化に向けて住宅取得者や地元工務店にイメージ、コスト、魅力などを分かりやすく提示し、モデル住宅の普及推進と魅力ある商品化を増やすことが必要。
- ・基準等の整備、県産材供給体制の検討、広報宣伝の実施等についてより一層取り組みを強化する必要がある。今後は建設プロジェクトの設立、消費者ニーズに合ったプランの開発等、より具体的・効果的な普及促進策の検討を行う協議会の取組に対して必要な支援を行う。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

<http://tottori-site.com/about.html>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

15 とっとり住まいる支援事業

施策

1 事業の目的

木造住宅の建設及び県産材を活用した改修に要する資金の一部を助成することにより、県民の住まいづくりを支援するとともに、県内の地場産業の振興を図る。

2 事業の内容

[新築に対する助成]

県内事業者の施工により木造一戸建住宅を建設又は購入する場合、次の助成を実施

- 1 木造住宅への助成
定額2万円を助成
 - 2 県産材活用住宅への助成
上記1を満たし県産材を10立方メートル以上活用する場合、定額40万円を助成
- <以下は、上記1・2を満たす住宅のみが利用可能>
- 3 県産材中規模加算支援
県産材を20立方メートル以上活用する場合、定額8万円を助成
 - 4 県産材大規模加算支援
県産材を25立方メートル以上活用する場合、定額5万円を助成
 - 5 県産規格材活用住宅への助成
県産規格材の使用量1立方メートルあたり1万円を助成
ただし、県産材の使用量に応じて最大額は次のとおり
・県産材を10立方メートル以上活用し、かつ県産規格材を使用する場合、最大10万円
・県産材を20立方メートル以上活用し、かつ県産規格材を活用する場合、最大13万円
・県産材を25立方メートル以上活用し、かつ県産規格材を活用する場合、最大15万円
 - 6 伝統技能活用住宅への助成
在来軸組工法の住宅で、次のうち2種以上の伝統技能を活用する場合、定額20万円を助成
(木材の手刻み加工、外壁下見板張り、左官仕上げ、日本瓦葺き、木製建具)
 - 7 子育て世帯等への助成
次のうち1以上を満たす場合、定額10万円を助成
・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯
・申請日時時点で婚姻後10年以内の世帯
 - 8 三世帯同居等世帯への助成
子育て世帯等を満たし、かつ新たに三世帯同居等をする世帯に該当する場合、定額5万円を助成

[改修に対する助成]

県産材を使用して一戸建住宅又は共同住宅の改修等を行う場合、次の助成を実施(ただし、賃貸住宅等は対象となりません)

- 1 県産材活用への助成
県産材の使用量1立方メートルあたり2万円(構造材、下地材)又は1m²あたり4千円(内・外装の仕上げ材)を助成(上限25万円)

<以下は、上記1を満たす住宅のみが利用可能>

- 2 伝統技能活用への助成
次のうち2種以上の伝統技能を活用する場合、伝統技能の施工面積に応じて助成(上限15万円)
(建築大工技能、左官仕上げ、木製建具)
- 3 子育て世帯等への助成
次のうち1以上を満たす場合、定額10万円を助成
・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯
・申請日時時点で婚姻後10年以内の世帯
- 4 三世帯同居等世帯への助成
子育て世帯等を満たし、かつ新たに三世帯同居等をする世帯に該当する場合、定額5万円を助成

3 事業の現状及び課題

平成25年度まで実施していた「環境にやさしい木の住まい助成事業」を平成26年度に全面改正し、より利用しやすい新制度とした。本制度により県民の住まいづくりを幅広く支援するとともに、消費増税による住宅着工の落込み緩和を図り、引き続き県内の住宅関連産業をを下支えしていく必要がある。

連絡先

生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7408

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/228385.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

16 公営住宅ストック総合改善事業

施策

1 事業の目的

県営住宅ストックの長期利用により、LCC(ライフサイクルコスト)の縮減と建替えに伴う環境負荷の低減を図る。
なお、省エネルギー改修する場合は、住生活に伴う二酸化炭素の排出を抑制(LCC O2を低減)する。

2 事業の内容

機能低減が著しい昭和50年代建設のRC4階建て階段室型住棟について改善事業を実施する。

全面的改善事業:概ね20戸以上の住棟について、エレベーターを設置する等バリアフリー化すると共に、内装・設備をリニューアルする。
エコ改善事業:概ね20戸未満の住棟について、省エネルギー(断熱)改修すると共に、設備・配管改修を実施する。

平成28年度整備予定団地

全面的住戸改善:永江団地(7期、8期)、緑町第1団地(2期、3期)

エコ改善事業:ひばりが丘団地(2期)、永江団地(3期)

3 事業の現状及び課題

改善事業のさらなるコスト縮減及び円滑な事業実施が課題となっている。

平成26年度改善事例（県営東浜団地全面的住戸改善事業）



《改善前・外観》



《改善後・外観》

《その他改善内容》



（新設外部廊下、倉庫）



（DK）



（便所）



（玄関）

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 計画担当 電話0857-26-7412

参考URL

鳥取県くらしの安心局住まいまちづくり課のwebサイトより
「くらしの安心局住まいまちづくり課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

17 鳥取県環境立県推進功労者知事表彰

施策

1 事業の目的

県内において環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動、廃棄物の適正処理の確保又は4つのR(廃棄物の発生抑制(Refuse)、削減(Reduce)、再利用(Reuse)又は再生利用(Recycle))の推進等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体(以下「個人等」という。)を顕彰することにより、県内における環境活動を一層推進する。

2 事業の内容

表彰は、次の功績を有する個人等について行う。

- (1) 環境保全のための実践活動に関する功績
広域的、先導的若しくは長期的(表彰しようとする年度の4月1日の時点(以下「基準時点」という。))で5年以上な環境保全活動、環境美化活動若しくは緑化推進活動を行い、又は環境行政に協力若しくは従事したこと。
- (2) 環境保全のための技術等の開発・普及に関する功績
省エネルギー技術、温室効果ガスの排出低減技術その他の環境保全のための技術若しくはそれらの技術を用いた製品の開発若しくは研究、又はそれらの先導的若しくは大量の導入若しくは普及啓発を行ったこと。
- (3) 環境保全のための情報発信・教育啓発に関する功績
基準時点で5年以上にわたり環境保全のための情報の発信、又は学校、地域、企業等における教育啓発活動を行ったこと。
- (4) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に関する功績
 - ア 廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者又は廃棄物排出事業者であって、基準時点で県内において1年以上活動している次のいずれかに該当する事業所を有すること。
 - (ア) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に関し、他の模範となる取組を行い、顕著な功績があった事業所
 - (イ) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に係る新しい技術若しくは製品の開発に顕著な功績があった事業所
 - イ 基準時点で10年以上、県内において廃棄物の収集運搬業又は処分業に従事し、廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった個人。
 - ウ 基準時点で5年以上、県内で廃棄物の適正処理に関する事業を行う公益法人その他これに準ずる団体に勤務し、その発展に顕著な功績があった個人。
 - エ その他県内において廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に尽力し、社会的貢献が顕著で他の模範になると認められる団体又は個人。

3 事業の現状及び課題

環境美化、廃棄物の適正処理に対する表彰以外に環境関連の顕彰制度がなかったため、平成18年度に自然環境保全活動、省エネ技術の開発・導入、環境教育啓発活動等といった環境全般にわたる顕彰制度を創設した。
平成24年度には、鳥取県循環型社会推進功労者知事表彰を統合し、環境全般に関する表彰制度に改正した。

連絡先

生活環境部環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「鳥取県環境立県推進功労者知事表彰制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65295>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

01 バイシクルタウン推進事業

施策

1 事業の目的

「鳥取県バイシクルタウン構想(H25.6策定)に基づき、モーダルシフト(人の移動手段を環境配慮型へ転換すること)の実現を目指し、県内の市町村団体、庁内各分野の取組をまとめ、打ち出すことにより、自転車天国とっりのアピール、自転車利用人口の拡大に繋げる。

2 事業の内容

(1) 自転車利用人口の拡大

県内各地で開催されているさまざまな自転車イベント活動を積極的に支援し、新たな取組を促すとともに、個々の活動を連携させることにより、自転車好きの増加につなげる。

- ・自転車利用をPRする統一ロゴ、ノベルティグッズの作成
- ・広報チラシの発行(年4回)
- ・関係団体や市町村のイベントを支援するための協賛品提供

(2) 「自転車通勤で健康増進」コンテスト

自転車通勤に関心のある県民を募集し、3か月の自転車通勤後に体重・中性脂肪・コレステロール等の数値が改善したら景品を進呈するコンテストを実施する。全体の成果を取りまとめ「健康にも良い自転車」をPRする。

(3) 「バイシクルタウン構想」の推進

部局横断による推進体制を整え、道路整備、交通安全、地域・観光振興、健康増進など幅広い分野での具体的な施策の展開につなげていく。また、自転車利用の課題や先進例を学び、バイシクルタウン構想推進の意識を高めるため、有識者による講演・セミナーを開催する。

3 事業の現状及び課題

○平成25年6月に策定した「鳥取県バイシクルタウン構想」の実現に向け、自転車好きを増やすため、子どもから大人まで楽しめる「温泉ライダーin三朝温泉」(H26、27)等の自転車イベントを実施した。

○通勤等での自転車利用を広げるため、自転車通勤チャレンジ事業を実施(H24～27、H27の参加者202名)、アンケートでは9割以上の参加者が「今後も続けてみたい」と回答しており、自転車通勤のきっかけづくりとなった。なお、参加の理由は「運動不足解消のため」が最も多く(約75%)、自転車利用を更に促進していくためには「健康にも良い自転車」のPRが重要であることが分かった。

○自転車利用をより促進するために、自転車好きを増やす取り組みを引き続き実施するとともに、関係団体の活動を積極的に支援し、新たな取り組みを促すなどし、個々の活動を広げていく必要がある。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

02 ノーマイカー運動の推進

施策

1 事業の目的

通勤に自家用自動車を利用している鳥取県職員の公共交通機関の利用を促進する「ノーマイカー運動」を率先して行うことにより、公共交通手段の維持・確保、排気ガスによる二酸化炭素などの環境負荷の低減、交通渋滞の緩和、交通事故防止等を目指している。

2 事業の内容

- 県職員が可能な日に自家用自動車以外の通勤手段(以下「代替通勤手段」という。)を用いて通勤する運動で、平成10年に開始。
- 所属毎に月一回以上「職場ノーマイカーデー」を設定、また「ノーマイカー運動強化週間」を平成20年より指定。
- ノーマイカー運動実施に伴うCO2削減量等をデータベースにより職員に周知し、参加意識を醸成。
- 県では平成22年に毎週、水、金曜日を県下統一の「エコ通勤の日」に設定。ノーマイカー運動を県が率先垂範することで、県内のエコ通勤の普及啓発に寄与。
- インターネットを使って県内のバス、鉄道の時刻表、最寄りのバス停までの道順等の検索を可能としたバスネットにより、県職員のみならず県民に県内の移動に有用な情報を提供。加えて東部及び西部の路線でバスの運行位置をダイヤに反映させるバスロケーションサービスの実証実験も実施中。
- 職員が参加できる環境を整備
 - ・ノーマイカー運動通勤手当、ノーマイカー運動時の時差出勤制度の適用
 - ・パークアンドライド駐車場情報の提供(市町村と連携して無料利用が可能な駐車場情報を提供)

3 事業の現状及び課題

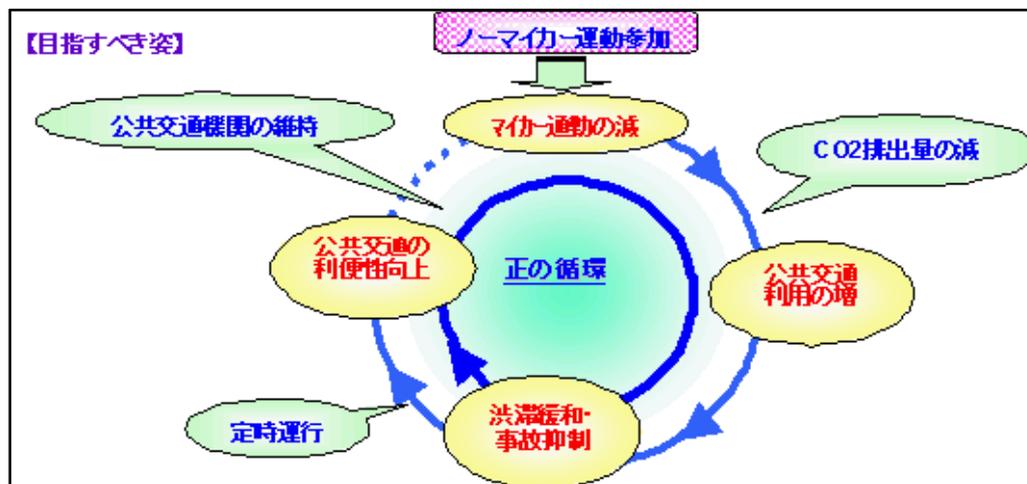
[平成27年度の状況]

(1)参加状況

延べ参加人数 1,001人

(2)CO2削減量 4,370.1キログラム

⇒ 杉の木312本、森林面積3,496平方メートルが1年間に吸収する二酸化炭素量



連絡先

地域振興部 交通政策課 総合交通政策担当 電話0857-26-7641

参考URL

鳥取県交通政策課のwebサイトより
「ノーマイカーデーの取組み」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=11148>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-3 社会システムの転換

03 EV・PHVタウンの推進

施策

1 事業の目的

次世代型エコツーリズムの創造とライフスタイルの転換に向けて、「第2期鳥取県EV・PHVタウン構想」を平成26年12月に策定。その実現化方策として、国と連携した次世代自動車普及のためのイベントのほか、通勤手段、業務目的での低炭素交通化を図る。また、本県の優れた充電インフラ環境をベースとして、エコドライブ観光誘客に資するプロジェクトを展開する。

※EV:電気自動車 PHV:プラグインハイブリッド車

2 事業の内容

(1) 第3回ジャパンEVラリーIN鳥取砂丘

全国各地からEV・PHVを鳥取砂丘に集め、最新のEV展示や試乗会、交流会を開催し、本県の充電インフラ環境をPRすることにより、次世代エコツーリズムを推進する。

(2) 公用車への率先導入

EVの体験機会創出のための民間企業と連携したEVカーシェアリングの実施や災害対応可能なEV・PHV公用車の率先導入、水素エネルギー実証(環境教育)拠点整備プロジェクトに必要なFCV(燃料電池自動車)の導入を行う。

(3) 充電インフラ整備事業

電欠の不安を感じない充電環境を整備するため、充電整備を行う市町村・事業者の支援を行う。公共ステーションへの依存を低減するため、基礎充電(勤務先などでの充電器整備)を新たに補助対象とする。

3 事業の現状及び課題

【平成27年度の実績等】

○EV・PHV公用車としての率先導入利用を行った。(EV:9台、PHV:2台)

○超小型EVコムスを活用し公用車を県民とシェアリングする「鳥取県コムスシェア実証プロジェクト」を開始

○県内2箇所において、EV・PHV展示や試乗会等を行う「EV・PHVフェスティバル in鳥取」を開催し県民にアピール。

○平成28年2月末時点で県内の充電器は172基(急速充電器:74基、普通充電器:98基)が設置済。また、県内のEV・PHVの台数は751台(EV:451台、PHV:300台)にまで増加。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話:0857-26-7875

参考URL

経済産業省 EV・PHV情報プラットホーム

<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/town/state/tottori.html>

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-3 社会システムの転換

04 とっとりEVカーシェア推進事業

施策

1 事業の目的

新たな交通サービスの創出、新たな生活スタイルの提供(自動車の所有から自動車の利用へ)を目指し、新たなサービス提供による雇用創出につなげる。

2 事業の内容

鳥取県内でEV・PHVを用いて新たに(既の実施している事業者については拡大して)実施する有料カーシェアリング事業に対して補助金を交付する。

3 事業の現状及び課題

新たな交通サービスの創出の足掛かりとなる「EVカーシェアリング」への支援を平成25年度から始めたところであり、平成26年度までに東部(鳥取市内)6箇所8台、西部(米子市内)2箇所2台の計10台が導入され、徐々に会員及び利用者が増加してきているが、まだ認知度は低いと考えられ、いわゆる採算ラインには達していない。引き続き効果を検証しながら事業を継続し、稼働状況等の実績を踏まえながら、必要に応じて西部における規模拡大を検討する。

連絡先

商工労働部商工政策課 電話:0857-26-7565

参考URL

鳥取県商工政策課のwebサイトより
「とっとりEVカーシェア推進事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/211899.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-3 社会システムの転換

05 超小型モビリティ導入実証事業

施策

1 事業の目的

とっとりEVカーシェア推進事業と連携し、超小型モビリティを使った新たな交通サービスの創出を目指す。

2 事業の内容

超小型モビリティを使ったサービスを提供する者・協議会に対して補助金を交付する。

3 事業の現状及び課題

EVカーシェアリングの取組では、平成26年度までに東部(鳥取市内)8台、西部(米子市内)2台の計10台が導入されているが、既存のEV車両(普通車～軽自動車)に加え、超小型モビリティ活用の可能性を探るための実証事業を行う。
超小型モビリティでは、平成26年度に3地域(智頭町、鳥取市鹿野町、米子市)において各2台、計6台での取組がスタートしたところであり、3年間(平成29年度まで)、効果を検証しながら、実証を継続する。

連絡先

商工労働部商工政策課 電話:0857-26-7565

参考URL

鳥取県商工政策課のwebサイトより
「超小型モビリティ導入実証事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/227807.htm>

平成28年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-3 社会システムの転換

06 水素エネルギー推進事業

施策

1 事業の目的

次世代自動車の一翼を担うFCV(燃料電池自動車)の普及促進と水素インフラ整備などを念頭に、将来到来する「水素社会」への道筋を示す「鳥取県水素エネルギー推進ビジョン」を平成28年2月に策定。

そのシンボリックな取り組みとして、世界初の実証(環境教育)拠点を整備することで、日本海沿岸(条件不利地域)における「水素社会」のトップランナーを目指す。

2 事業の内容

(1) 鳥取県水素エネルギー実証拠点整備事業

官民連携により、FCV及びSHS(スマート水素ステーション)、水素利活用のスマートハウスを三位一体型で整備し、寒冷地における実証拠点及び環境教育拠点として整備する。

(2) 水素エネルギー推進フォーラム

実証拠点整備の開所と併せて、燃料電池やFCVの開発状況、暮らしの中での水素利活用技術などの紹介や県民が水素を体感できるFCV試乗会や家庭での水素発生装置などの展示により、県内外へ本県の取組を情報発信するとともに、「水素社会」の近未来を体感できる場を創出する。

3 事業の現状及び課題

平成27年7月及び12月に鳥取県水素エネルギー推進ビジョン検討会を開催し、2月に「鳥取県水素エネルギー推進ビジョン」を策定。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話: 0857-26-7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/252439.htm>